



地域見守り支え合い事業助成金のご案内

地域での見守り活動を始めたい、つながりを深めたい「町内会」を
応援したり、活動資金を助成したりする事業です。

社協では、皆さまからご協力いただいた赤い羽根共同募金を活用し、地域の新たな活動資金として、住民主体による見守りや支え合い活動を強化する5つの助成金をご用意しております。

町内会の人口規模や従来の活動状況にあわせて、取り組み方法はさまざまです。社協職員が無理なく取り組める方法を皆さんと一緒に考えます。

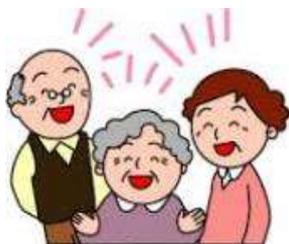
必須事業

見守りネットワーク活動促進事業 最大 40,000 円

- ・町内みんなの協力で、見守りが必要な方の異変を早期発見できる活動に！
- ・町内会の世帯数に応じ、10,000～40,000 円を助成！
(例えば、訪問活動、緊急時の連絡網づくり、安心カードの配布など...)



下記の選択事業①～④で、さらに充実！！



① ふれあいほっとサロン事業 最大 30,000 円

集会所などを活用して、町内の高齢者が交流できる居場所づくりに！

② 除排雪たすけあい事業 10,000 円

玄関前の除排雪に困っている方のお手伝いに！

③ ふれあい交流会開催事業 最大 50,000 円

子どもからお年寄りまで誰もが参加交流できるイベントの開催に！

④ その他の福祉活動事業 最大 30,000 円

町内の課題解決のために取り組みたい活動に！

重要！

【助成までの流れ・注意事項】

- 5月11日(金)までに、所定の「助成金交付申請書」等を本会へご提出下さい。(申請書様式は本会ホームページよりダウンロードするか、お電話等いただければ郵送します)
- 5月中に、本会で審査・決定後、指定の口座へお振込みいたします。
- 平成31年3月末までに事業を完了して下さい。
- 町内会長、民生委員、地区社協との連携を図りながら、住民の協力・参加を得て取り組みを進めて下さい。
- 本助成事業の総額には限りがあり、応募多数の場合、ご希望に添えないことがありますのでご了承下さい。

まずはみんなで
会議・相談しましょう！



【1. 助成対象経費】

科 目	具 体 例
講師謝金	○講師・指導者等に対するお礼
旅費	○講師・指導者等にかかる交通費
燃料費	○事業の実施に必要なガソリン代、灯油代 ○除雪機の燃料代
光熱水費	○事業の実施に必要な電気料、水道料、ガス代
消耗品費	○事務用消耗品（ペン、ノート、ファイル等） ○コピー用紙、インク代 ○事業の広報や報告のために必要な使い捨てカメラ ○交流会でのレクリエーションやゲームに必要な資材、物品
備品及び材料費	○活動のためのジャンパー、腕章、帽子 ○見守り訪問用の手土産（日用品、防災グッズ等） ○サロンで使用する食器、電気ポット、茶菓子、座布団 ○除雪で使用する防寒具、スコップ、スノーダンプ、手袋 ○イベントで使用するテーブル、椅子、食材費
会議費	○見守り会議や学習会打合せでの弁当代、お茶代 ○事業に関係する研修会への参加費
印刷製本費	○会議資料やチラシ作成にかかる費用（コピー使用料等） ○広報紙発行にかかった印刷業者への製本費用 ○写真の現像代
通信運搬費	○切手代 ○電話代
保険料	○ボランティア活動保険等への加入費用
使用料及び貸借料	○会場使用料 ○機器の借り上げ代 ○貸切バス代
その他	○事業の実施に必要であると本会会長が認めたもの

【2. 助成対象外となる経費】

- (1) アルコール類
- (2) お祝い品や記念品、ゲーム景品等の金品・既製品を配布するための経費
- (3) 講師・指導者等以外の人件費・報償費
- (4) 事務所等の家賃
- (5) 貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代など）
- (6) 集会所のテーブルや椅子など、他の活動でも日常的に使用する備品や物品等
- (7) その他、対象となる事業に直接関係のない経費

※ 上記の助成対象外経費については、町内会より支出する、もしくは参加費を徴収するなどの自己負担をして行って下さい。

平成30年度 地域見守り支え合い事業一覧表（実施要領の概要）

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会

No.	種別	事業名	事業内容・目的	具体例	助成額
1	必須事業	見守りネットワーク活動促進事業	見守りが必要な方の異変を早期発見できるしくみづくりや、住民の見守り意識が向上する取り組み、他機関と相互に連携できるネットワークづくりなど、住民が主体的に参加・協力し取り組む活動を行う。	○訪問活動 ○見守り会議の開催 ○緊急時の連絡網づくり ○緊急連絡カードの作成・配布 ○高齢者マップづくり ○ご近所見守りサポーターの設置 ○福祉アンケート調査 ○地域の広報紙発行 ○研修会の開催 など	○町内会の世帯数に応じた基本助成 50世帯以下：上限10,000円 51～100世帯：上限15,000円 101～200世帯：上限20,000円 201～300世帯：上限25,000円 301～400世帯：上限30,000円 401～500世帯：上限35,000円 501世帯以上：上限40,000円
2	選択事業①	ふれあいほっとサロン事業	町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、月1回程度を目安とし、年間6回以上、地域の集会所等に集まり、健康づくりや仲間づくりができる活動を行う。	○茶話会 ○ワンコインカフェ ○会食 ○小物づくり ○レクリエーション ○健康体操 ○カラオケ ○趣味活動 など	○選択により、下記内容で上乗せ助成 対象者人数×200円×年間開催回数で助成。ただし、上限を30,000円とする。 (対象者＝概ね65歳以上の高齢者等)
3	選択事業②	除排雪たすけあい事業	除排雪が困難な高齢者世帯等からの依頼に応じ、町内会に登録する協力員が対応する。(有償ボランティアサービスとしても実施可)	○除雪車が寄せた雪の塊除去 ○生活路の除雪	○選択により上乗せ助成 一律：10,000円
4	選択事業③	ふれあい交流会開催事業	子どもから高齢者まで、地域の誰もが参加・交流できるイベント等を開催する。	○健康・介護講座 ○食事会 ○クリスマス会 ○トランプ大会 ○夏祭り ○料理教室 ○もちつき大会 など	○選択により、開催回数・世帯数に応じて上乗せ助成 ※101～300世帯の場合 1回開催：上限20,000円 2回開催：上限30,000円 3回以上：上限40,000円 (100世帯以下は上記金額より10,000円減、301世帯以上は10,000円増)
5	選択事業④	その他の福祉活動事業	地域のあらゆる福祉課題に対し、住民自らが解決・改善していく先駆的・開拓的に実施する特色のある事業で、他の選択事業に該当せず、経費を必要とするもの。	○生活支援(ゴミ出し、買い物等) ○手作り弁当宅配 ○子育てサロン ○防災訓練 ○児童やひとり親家庭に関するもの など	○選択により上乗せ助成 申請内容を審査のうえ決定し、上限30,000円とする。

※指定期間は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの1年間とする。